

募 集 要 項

津山市地域雇用創造協議会 Web 情報発信サイト
企画制作業務

令和5年9月1日

津山市地域雇用創造協議会

目 次

第1. 募集要項等の定義	1
第2. 業務の内容	
1. 業 務 名	1
2. 契 約 日	1
3. 制作料上限額	1
4. 業 務 の 内 容	1
5. 展 開 期 間	1
第3. 応募事業者の条件等	
1. 応募資格	1
2. 応募に関する留意事項	2
第4. 募集に関するスケジュール等	
1. 企画提案書の提出	3
2. 審査結果の通知	4
第5. 審査方法等	
1. 審査委員会の設置	4
2. 審査の方法	4
第6. 業務実施に関する事項	
1. 業務制作の継続が困難となった場合の措置	5

第1. 募集要項等の定義

本事業は、津山市地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）が、事業者、津山市地域雇用創造協議会 Web 情報発信サイト企画制作業務（以下「業務」という。）を制作依頼するものであり、情報発信基盤として、インターネット上の Web サイトを構築し、津山市内外の求職者、求人事業者に対して、協議会が実施する各種事業の告知や周知を目的としたものである。事業者の選定に当たっては、民間事業者の専門知識や高度なデザイン力、情報戦略等を活用するため、公募型企画提案方式を採用する。

この募集要項は、制作業務に係る事業者募集に関して必要な事項を定めたものである。なお、本募集要項に併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- 委託仕様書：協議会が事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

第2. 業務内容

1. 業務名 津山市地域雇用創造協議会 Web 情報発信サイト企画制作業務
2. 納期 契約期間締結日から令和5年11月30日まで
3. 制作料上限額 700千円（消費税を含む）
4. 業務内容

協議会が主催するセミナーなどの情報発信や企業ガイド、各種媒体タイアップ、情報発信に関連するあらゆる施策と連動した Web コンテンツの構築・運営

5. 運用期間 令和5年12月1日から令和8年3月31日まで

第3. 応募事業者の条件等

1. 応募資格

(1) 応募事業者の備えるべき要件は、次のとおりとする。

① 応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たさなければならない。

ア. 法人格を有し、業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ. 協議会との連絡・調整が速やかに行えるよう、津山市内に本社、支社、営業所、事業所のいずれかを業務の運用開始までに有していること。

② 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ。 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者

エ。 商法第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）、旧和議法第 12 条の規定による和議開始の申立て、会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この要件に該当しないものとする。

(2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、提案書類提出書の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

2. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、提案書類提出書（兼応募資格審査申請書・様式第 1 号）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 著作権等

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等及び本業務により生じた著作権その他の権利は協議会に帰属するものとする。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとし、不採用となった応募事業者の提案書等は、提出時に返却を希望した場合に限り返却することとする。

(6) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア。 提案書類提出書の提出時から優先交渉権者の決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ。 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ。 同一事項に対し、2 通り以上の書類が提出された場合

エ。 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ。 著しく信義に反する行為があった場合

(7) その他

- ア. 協議会が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- イ. 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

第4. 募集に関するスケジュール等

事業の制作にあたり、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（様式第2号）にて令和5年9月11日（月）正午までに持参またはFAXにより提出すること。
質疑の回答予定日	令和5年9月14日（木）
提案書類提出書の提出期限	令和5年9月27日（水）正午
審査（書面審査）	令和5年10月2日（月）予定
制作予定事業者の決定	令和5年10月2日（月）予定
○提出先及び問合せ先 津山市地域雇用創造協議会 〒708-0004 岡山県津山市山北 663 津山市東庁舎 1階 Tel：0868-24-0740 Fax：0868-24-0881 E-mail：info@tsuyama-biz.jp 担当：手島、平山	

1. 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、次の要件により提出する。

(1) 受付（提出）期間

令和5年9月15日（金）～令和5年9月27日（水）正午まで

(2) 提出書類

- ア. 提案書（正本1部・副本2部）
- イ. 業務実績等提案書（過去に作成したホームページ作成実績一覧）
- ウ. 見積書

(3) 提出先

受付場所：津山市地域雇用創造協議会

〒708-0004 岡山県津山市山北 663 津山市役所東庁舎 1F

(4) 提出方法

ア. 提出方法

- (ア) 計3部（正本1部・副本2部）提出すること。
- (イ) 令和5年9月27日（水）正午までに持参または郵送により提出すること。
※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時（土日・祝祭日は除く。）
までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

イ. 作成方法

- (ア) 提案書（指定様式）により作成する。
- (イ) 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じとする。（図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。）
- (ウ) 提案書のうち正本1部について、「津山市地域雇用創造協議会 Web 情報発信企画制作業務 企画提案書」及び「事業者名・代表者名」を記載した表紙を付けること。

ウ. 無効（失格）となる提案書

- (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。

エ. 見積書

- (ア) 見積書の作成は1部とする。
- (イ) 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印とする。
- (ウ) 見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めない。
- (エ) 見積額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とすること。
- (オ) 見積額が異常に少額であるなど、本事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

2. 審査結果の通知

審査結果については、文書にて通知する。

第5. 審査方法等

1. 審査委員会の設置

津山市地域雇用創造協議会 Web 情報発信企画制作業務審査会（以下「審査会」という。）において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の事業者として選定する。なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、事業者を選定しないことがある。

2. 審査の方法

(1) 書面審査

企画提案書の書面審査を実施し、制作事業者選定評価基準に基づき採点する。

(2) 制作事業者選定評価基準

本業務にかかる評価基準は次の項目によるものとする。

・企画意図

求職者、事業主に対して、協議会が実施する各種セミナー、市の就労に関する情報の提供が明瞭に伝わる内容であるか。希望者に協議会情報、求人情報など快適な環境で情報提供できるサイトであるか。その際の安全性は信頼おけるものであるか。

・印象度（インパクト）

アクセスユーザーに良好な強いインパクトを与えられる内容であるか。

・独創性

構成・演出による、利便性・独自性が優れているか。

・デザイン性

デザインが優れているか。

・意識・行動の喚起

セミナーへの参加等アクセスユーザーの動機づけになるような構成・演出であるか。

・発信性

パブリシティ等による情報発信を喚起する内容であるか。また、SNS など他媒体との連携や宣伝計画が優れているか。

・制作費用

費用対効果の観点から適正な見積額となっているか（予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか）。

・運営体制

誰でも管理できるインターフェイス搭載など、実施運営体制が整っているか。SSL サーバ証明など安全な通信環境を望むユーザーに十分応える、信頼性のおける環境が整っているか。

(3) 交渉権者の順位決定

協議会は、審査会の審査結果を踏まえ、交渉権者の順位を決定する。

(4) 選考結果は、応募事業者すべてに通知する。

(5) 優位交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

第6. 業務実施に関する事項

1. 業務制作の継続が困難となった場合の措置

(1) 契約事業者の債務不履行の場合

ア. 契約事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合には、協議会は契約事業者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。契約事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、協議会は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

イ. 協議会は、契約事業者が本事業を完全に履行する見込みがないと認めるときは、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、本事業の実施を求めることができる。

ウ. 履行保証人は、前項の規定による本業務の実施の請求があったときは、契約事業者に代わって本業務を実施しなければならない。

(2) 協議会の債務不履行の場合

ア. 協議会の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、契約事業者は契約を解除できる。

イ. 前号の場合において、契約事業者が契約を解除した場合、契約事業者は協議会に対し、これにより生じた損害賠償を請求できる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力、又は契約事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、協議会及び契約事業者双方により業務継続の可否について協議する。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、協議会又は契約事業者は、契約を解除する。